

平成三十一年二月十九日受領  
答 弁 第 三 〇 号

内閣衆質一九八第三〇号

平成三十一年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出デジタル人格権を尊重することによる反デジタル・レーニン主義に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出デジタル人格権を尊重することによる反デジタル・レーニン主義に関する質

問に対する答弁書

一について

お尋ねの「デジタル人格権」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、表現の自由を最大限尊重しつつも、名誉毀損やプライバシー侵害等のインターネット上の人権侵害は重大な問題であると考えており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じているところである。

二について

お尋ねの「デジタル・レーニン主義」の意味するところが明らかではないことから、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「デジタル人格権の国際的保護の枠組み作り」の意味するところが明らかではないことから、お答えすることは困難である。